

差別のない社会をめざして

飛田 昌代

最近、私は、実家でひとり暮らしをしていて、もうまもなく90歳になろうとしている実母の介護のために、頻繁に実家に通っている。そんな私に、何人かの人から次のような言葉をかけられた。

「ご主人が寛大やね。」と。

しかし、この言葉は、主に二つの理由によって、私の心をひどく落ち着かないものにした。

一つは、ひとりっ子の私にとって、介護の方法はいくつかあるにせよ、それを必要としている母の所へ通うのは、当然のことだと思われたし、主人が寛大であるというのは思いもかけない発想であった。そこには、本来実家よりも婚家のことを優先すべきといった硬直したものの見方があり、そして、何よりも他人の生活様式・行動に対して、悪意はないにせよ、不遠慮にずかずかと介入してくるような不愉快なものを感じてしまったからである。

そして、もう一つは、昔の家父長制をひきずった男尊女卑のアナログ的な精神風土が透けて見えたからである。

このように日本社会には、旧態依然とした意識が根強くはびこり、制度の上でも、未だに女性差別やジェンダー不平等が残っている。そのような男女格差を国際比較したものが、グローバルジェンダーギャップ指数であり、2021年度におい

て、日本の順位は何と156ヶ国中120位である。日本人女性は、生きづらい状況の中にいるということなのか。

しかし、このことは、女性だけの人権や生きづらさの問題ではないと思われる。なぜなら、そもそも人間は、単一に存在しているわけではないし、男女の多くが家族を作り、そしてそこで子どもという依存的な他者を育てる関係性とながりの中で生きていくからである。

仏教の言葉の中に、縁起の理法というのがある。すべてのものは関連し合っているということである。すべての人が、社会の中で互いに影響を及ぼし合いながら生きていく。そして窮極的には、みんなつながって生きていく。女性が生きづらい社会は、男性にとっても生きづらい社会なのである。したがって差別のない社会を目指すとき、その恩恵を受けるのは女性だけではない。

『自由と正義』という雑誌の中で上野千鶴子氏はこう述べている。「法は社会を変えない。むしろ社会が法に結実していくので、世の中の空気を変えることによって、法を弱者にふさわしいものに作り替えていくという側に立ってほしい」と。これは、日弁連に対してなされた提言である。差別のない社会、誰もがしなやかに生きられる社会を目指すために私たちが出来ること。それは、まず私たちの意識を変えることではなからうか。